

修学のため、住民票を分離した 家族の届出(マル学)

大学・高校等に修学するため、他市町村に住民票を移すことになったご家族については、住民票を他市町村に移した後も引き続き加入継続ができるという特例(住所地特例)があります。特例を受けるためには、「マル学」の申請が必要です。

提出書類

- ④国民健康保険法第116条 該当届
- 在学証明書または学生証の写し(有効期限の明記されたもの)
- 分離先の住民票原本(世帯全員記載のもの)
- 被保険者証

※「大学・高校等」とは、学校教育法に規定する学校・専修学校・各種学校のほか、これらの学校等と同程度の教育を行う教育機関も含まれます。

なお、分離理由が終了したときは、組合員と同一の住民票に戻して「④国民健康保険法第116条非該当届」と住民票(世帯全員記載のもの)・被保険者証を提出してください。

ただし、組合員と同一世帯に戻らない場合は、喪失届と被保険者証を提出してください。

福祉施設入所や長期入院等の事情により住民票を移す場合は、「マル遠」(住所地特例)の申請が必要です。

施設入所証明書・分離先の住民票原本(世帯全員記載のもの)・被保険者証等を添付のうえ、「④国民健康保険法第116条の2」を提出ください。

各申請書については、組合ホームページから最新版がダウンロードできます。不明なときは組合にお問合せください。必要な申請書等お送りいたします。

分離 Q & A

Q1 学生だった子供が卒業(退学)し、住民票が別のままであるが組合員が生計をみているので組合を加入継続できますか？

A1 加入継続できません。

国民健康保険法第116条に定められた理由以外は、組合員と同一世帯であることが加入条件となるため、資格喪失となります。
喪失届出書に被保険者証を添付のうえご提出ください。

Q2 分離後、同一世帯に戻ったが、このままでも不都合はないので届出しなくて良いですか？

A2 届出が必要です。

「④国民健康保険法第116条非該当届」に被保険者証と世帯全員記載の住民票原本を添付のうえご提出ください。自宅住所の印字がある被保険者証を発行いたします。